

労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の
提出期限が令和元年 12 月 27 日に延長されました

令和元年台風第 19 号において災害救助法が適用された市町村に住
所地を有する労災保険年金・特別遺族年金の受給者の皆さまへ

令和元年台風 19 号により被災された皆さまに心よりお見舞い
申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、今般の台風により、災害救助法が適用された市町村に住
所地を有する受給者の皆さまの定期報告書の提出期限が令和元年 1
0 月 31 日から令和元年 12 月 27 日に延長されました。

また、紛失等の個別のご事情により、定期報告書やその添付書類
(診断書等)について提出が困難な方は、最寄りの労働基準監督署
にご相談ください。